

第 9 回

熊本県議会

# 水俣病対策特別委員会会議記録

平成19年12月11日

開 会 中

場所 第2委員会室

平成19年12月11日（火曜日）

午後1時1分開議

午後1時55分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 平成19年10月以降の水俣病被害者対策について  
 (2) 閉会中の継続審査事件について

出席委員（13人）

委員長 西岡 勝成  
 副委員長 前川 収  
 委員 倉重 剛  
 委員 児玉 文雄  
 委員 松村 昭  
 委員 岩中 伸司  
 委員 中原 隆博  
 委員 平野 みどり  
 委員 大西 一史  
 委員 氷室 雄一郎  
 委員 藤川 隆夫  
 委員 鎌田 聡  
 委員 吉永 和世

欠席委員（1人）

委員 小杉 直

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 村田 信一  
 次長 富永安 昭  
 次長 駒崎 照雄  
 環境政策課長 坂本 慎一  
 環境保全課長 古庄 眞喜  
 水環境課長 林田 源正  
 水俣病保健課長 谷崎 淳一  
 水俣病審査課長 田中 彰治

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 内田 豊  
 議事課課長補佐 菊住 幸枝

午後1時1分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから、第9回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

12月3日には、チッソ株式会社の後藤会長から、与党PTの救済策に対する考えを直接聴取するため、急遽お集まりをいただき、ありがとうございました。

当日、後藤会長が行った、現在の与党PTの救済策については、受け入れかねるとの説明に対し、委員の皆様にはいろいろと御意見があろうと思いますが、これについては、執行部の説明を受けた後、質疑の中で協議をいただきたいと思います。

私も、後藤会長と一緒に知事にお会いしましたけれども、非常に憤慨やる方ない思いをしておりますので、皆さん方にも御審議をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、まず議題といたしまして、19年10月以降の水俣病被害者対策について、議題といたしたいと思います。執行部から説明を受けた後、質疑を行いたいと思います。

それでは、説明資料に基づきまして、谷崎水俣病保健課長及び田中水俣病審査課長に説明をお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。お手元の資料に従いまして御説明をさせていただきます。

なお、少々長くなりますので、着座のまま御説明させていただきますようお願い申し上げます。

それでは、資料の1ページをお願いいたし

ます。

前回、当委員会が9月25日に開かれておりますので、先ほど委員長の方からありました12月3日の分も含めまして、その経緯につきまして御報告させていただきます。

10月11日に、国家賠償請求訴訟、ノーモア・ミナマタの第10陣の追加提訴がなされておりました。同日に、水俣病被害者互助会から、国家賠償等請求訴訟も提起されております。

それから、11月19日に、チッソ株式会社の後藤会長が記者会見を行いまして、新たな救済策についての受け入れかねる旨の表明があったところでございます。

これに対しまして、早速11月22日に、当委員会の西岡委員長が、チッソ株式会社の後藤会長に会われまして、県議会としての遺憾の意を表明されるとともに、県議会で直接説明することを要請されておられます。

これを受けて、12月3日に、先ほど委員長からもお話がありましたように、チッソ株式会社の後藤会長から、新たな救済策に対する考えの説明があったところでございまして、あわせて、知事が、チッソ株式会社の後藤会長に対しまして、新たな救済策への協力を求めたところでございます。

次に、2番でございしますが、新たな救済策をめぐる最近の状況につきまして御説明いたします。

被害者の方々の間に、情報不足による不安感等が広がっているのではないかという判断をいたしまして、早速新たな救済策に関する情報提供を行い、相談を受け付けるということをしたところでございます。

このため、水俣病保健課内に専用電話を2機設置いたしまして、電話相談を受けるとともに、関係市町の各所で、約3週間にわたりまして32回の移動相談会を実施したところでございます。内容につきましては、下の表に書いておるとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

このほか、地元からの要望に応じまして、随時、小規模の集まりにも出向きまして、個別の説明を行ったところでございます。

このような相談会に参加された方は数百人に及びますけれども、参加された方からは、国で考えている救済策の内容がわかったとか、あるいは今まで不安に思っていたことがわかってすっきりしたといった御意見も寄せられておりました。今後とも、引き続き地元での個別相談やあるいは説明を行う予定でございます。

また、昨年度から、既に関係市町に設置しております相談窓口でも、相談を受け付けております。そのために相談員の研修も実施いたしましたところでございまして、説明内容に遺漏がないようにいたしましたところでございます。

以上でございます。

○田中水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。資料に基づきまして、前回からの変更点のみを御説明いたします。

まず、2ページ、3の認定申請等の状況についてでございますが、(1)の関西訴訟最高裁判決以降の熊本県への認定申請者数は、11月30日現在で3,657人となっております。

続きまして、3ページ、4の水俣病に関する裁判の状況等についてでございますが、新たに(2)の水俣病被害者互助会による国家賠償等請求訴訟が、10月11日に提起されたところでございます。

訴えの内容は、まだ訴状が到達しておりませんので、報道に基づき記載しておりますが、(1)の国家賠償等請求訴訟と同様に、国及び県の賠償責任を認めた関西訴訟最高裁判決を前提といたしまして、損害賠償の支払いを求めているものでございます。

なお、その他の訴訟につきましては、それぞれ審理が進んでいるところでございますが、(3)の水俣病認定申請棄却処分取り消し

及び認定義務づけ訴訟につきましては、7月6日に結審しております、来月1月25日に判決言い渡しの見込みでございます。判決の内容に応じて、県としての対応を検討していくこととなります。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございませんか。

○倉重剛委員 先ほど委員長の方からのあいさつの中にありましたけれども、12月3日の我々の特別委員会に後藤会長が来て説明をされた。当初、我々も、幾分の期待とそれから今後の進展を願ったんですけれども、その発言の内容は、極めてそれに反するもので、それぞれの人に対して、極めて不愉快な思いをさせた、そういう発言であったというふうに理解します。

それに対しては、それぞれのコメントを発表されているので、それを今さらどうという気持ちはありませんけれども、その後、部長を通じて知事に会われたということですが、そのときの状況は我々に伝わってこないんですね。

できれば、そこら辺で、というのはなぜかという、先ほど委員長の発言にも、極めてその発言に対しては憤りを感じたというようなことですから、どのような発言があったのか、また、それに対して知事はどういう対応を示されたのか、もっと詳しいことを教えていただきたいと思います。

○村田環境生活部長 先般は、後藤会長をこちらに招致していただき、お話を聞いていただいて、本当にありがとうございました。

今、倉重委員の方から感想をおっしゃったような、同様の感触を持ちながら、その後知

事の方にも後藤会長が行かれましたので、西岡委員長が同道されて知事に会われました。

そのとき、後藤会長は、同じ趣旨のことを合間合間でおっしゃいました。知事の方からは、一つは、一日もより早く、よりよい形で解決をするために、国、県、それから被害者当事者、それからチツソ、この4者で、いろんな中で知恵を出し合いながら、話し合いながら救済策を実現していくということが大事ではないでしょうか、という投げかけをされました。

それに対して、お答えというよりは、先般の後藤会長のお考えをおっしゃったということが主な内容でございまして、特に、株主に対する配慮を、後藤会長が言われたわけですが、株主の中にも、排出企業としての、責任企業としての企業責任を果たすために、今の状態を何とかしなくちゃいけないというふうに考えていらっしゃる株主もいらっしゃるはずだから、そういうところもお考えの上で、先ほど話が出ましたように、4者でそういう話をしながら、いろいろ前向きに歩いていくべきではないでしょうか、というのが主な内容だったように理解をいたしております。

○倉重剛委員 だとするならば、結局、原因企業としての責任というものが、我々特別委員会でも本当に感じられなかったという、これはもとに戻るような感じの、やっぱり不愉快な思いをそれぞれがしたという気がするわけですよ。

原因企業がそういう態度なら、じゃあどういことができるのかというのを、いろいろ考えてみますけれども、やっぱりペナルティーを課するわけにもいかぬだろうし、あの発言に対して、県として、今後どういう行動を起こしていくのか、そこら辺の部長の気持ちを聞かせていただきたいと思います。

○村田環境生活部長 今回の救済策の実現に当たっては、与党PTの中間取りまとめでも指摘されていますように、一つは、チッソ、原因企業の方がどう動くかと、もう一つは、裁判をされている方も含めて、被害者の方々の理解促進と、この方々が救済策に賛同していただく、この2つの問題が大きくあるというふうに指摘されております。

したがって、被害者の方々への理解促進には、今、課長の方から説明がありましたように、我々の務めとしては、できるだけ現場に入って、一人でも多くの方々に今の状況を、適切な情報をお伝えするというのを、この11月中にやってまいりました。

そういう中で、与党PT、特に園田座長あるいは環境省の動きと相まって、そういうのが、どういうふうになっていくかというのは、今から形づけられていけばというふうに思うんですけども、もう一つのチッソの方については、基本的には、その折衝を続けていらっしゃるのが、今、PTの中でも園田座長を中心に行われております。

いろんな考え方について、その中身を、こうしたらどうでしょうか、あるいはチッソの支援策についてどうだこうだというのを、県の知事の立場で、あるいは我々の立場でどうだこうだというのは、非常に話がふくそうします。基本的には今、園田座長が非常にそこら辺は頑張っている状況でございます。

したがって、そういう中で、今回、議会の方でも、今、こういうお話があつていますように、我々としては、チッソに対して前向きな姿勢を促すという意味で、昨日の鬼海先生の答弁にも真摯な対応を望むということ、申し上げたわけですが、そういうことをチッソの方にも、我々としても言い続けていきたいと思っております。そこらあたりが園田座長あるいは環境省との今後の作業の中でどういうふうになるのか。

この前、お感じのように、後藤会長は、今後に全く道を閉ざしておられません。非常に今の考え方と今後というのを整理されてお話しになったし、責任についても、全くないなんていうことは、一言もおっしゃっていませんので、そういう意味では、まだ現時点ではチッソの対応についての前向きな期待感を持ちながら、いろいろ折衝していきたいというふうに思っております。

○倉重剛委員 だとするならば、やっぱり原因企業であるチッソに対して、執行部でもなかなか言いにくいところもあるだろうし、我々委員会としては、厳しく、一体何ができ得るのかということを前提として、強く意思表示をする必要があると思いますので、委員長、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

○西岡勝成委員長 この件につきましては、後でまたお諮りいたしたいと思っておりますけれども、私としても、それぞれの委員の先生方にお諮りをして、委員会として、また議会として決議文でも出したいというような気持ちがございますので、またその件については、後で御議論をいただきたいと思っております。

ほかにございませんか。

○大西一史委員 この前の後藤会長とのやりとり、後藤会長の説明というのは、非常に不愉快な思いということで、今、委員の方からおっしゃいましたけれども、私自身も非常に不愉快でもあったし、極めて不誠実な対応だなど。そして、やっぱり原因企業としての、主体的にこの問題を前向きに解決していこうというような姿勢というのは、なかなか見られなかったなど。

与党PTもぎりぎりの折衝をしている、そして、県議会も、それを見守りながらできるだけ現場の——県当局も現場に足を運び、さっきのいろんな個別相談とか説明をしながら

必死に努力をしていることを、何か踏みにじるぐらいの態度であったのではないかなというふうに憤っておりますので、後ほど決議をされるということであるので、その中では、私はある程度厳しく、私たちの思いといいますか、意思をきちんと述べた上での決議にすべきだろうというふうに思います。

そして、また同時に、今後もっとチツソが具体的にどうアクションを起こすのかということ、後藤会長、この前の発言であれば、主導的に解決しなくちゃならないという気持ちはあるんだけど、具体的にどうしたらいいかわからない、ということなんですけれども、どうしたらいいかわからないというんじゃないで、やっぱり与党PTが出していることに対して、きちんと対峙をして、当然経営者としての感覚なり責任というのは、あるのはよくわかりますけれども、やっぱり前向きにとらえてもらえるような、そういう思いを、県議会としてもしっかり私は伝えていくべきだというふうに思っておりますので、その点を申し上げたいというふうに思います。

それと、質問なのですが、実はこの前の後藤会長の発言の中で、法的に会社は株主のもの、まあこれは当たり前の話なんですけど、筆頭株主というのは、どこで何%持っているんですか。チツソの筆頭株主。わかります、今。筆頭第2ぐらいまでわかりますか。

○坂本環境政策課長 環境政策課でございます。

チツソから提供されております資料の中に大株主についての記載がございますので、一部御紹介申し上げたいと思いますが、上位大株主は、ほとんど金融機関、銀行関係でございます。申し上げてよろしいかと思いますが、みずほコーポレーション銀行が4.34%、それから、東京海上日動火災が1.52%、三菱東京UFJが1.41%といったような状況でございます。

ます。以下、民間企業等も株主に名を連ねているようでございます。

○大西一史委員 やっぱこの株主になっておられるそれぞれの企業というのは、まあそれぞれいろんな投資、いろんな考え方、取引の関係、いろんなことで株主になっておられるんだというふうに思いますが、会社が株主のものであるという後藤会長の説明ということであれば、こうした原因を起こした企業の株主であるという、そういう自覚もやっぱり私は持っていたきたいなというふうに思うわけですね。

ですから、直接的には、その株主の方々、企業の方々に、これが原因があつて責任があるというわけではないというふうには思いますが、やはり株主の皆さん方にも、こういう県議会なり地元の声がある、意見がある、そういう後藤会長のそういう姿勢に対して、やはり我々としても非常に憤りを感じている部分があるということは、理解していただくべきではないかなというふうに思います。

直接的に、今、県の方から株主に文句を言えというようなことを、私は言っているわけではありませんけれども、やはり社会的にそういうところもわかった上で株主になっているはずなんです、原因企業がチツソであるということ。やっぱりその辺は、そういう金融機関を初めとした大株主の皆さんにも理解をしていただくように、私も何かそういう機会があれば申し上げていきたいなというふうに思っておりますので、そういう点を皆さんも意識していただければということをお願いさせていただきます。

以上です。

○村田環境生活部長 株主の問題につきましては、私ども以上に与党PT並びに環境省が十分心しておられるものというふうに、私は

理解をしております。

それから、ちょうどここに後藤会長が来られたときの合間でのお話の中で、今、大西委員がおっしゃいました、わからないという点につきましても、ちょっと私の方から触れさせていただいたのですが、基本的に政治とか行政は、わからないという態度ではおられませんと。特に、チッソ側のいろんな事情、株主の問題もそうですし、財源の問題もそう思うんですが、同じような課題は実は我々県だって抱えておりますと。実は、私、今回の策が転んだ先の財源の問題は、胃が痛くなるほど悩ましい問題であります。今の状況の中で、どういうふうにしてこの財源をつくっていくのかと、あるいは国との負担はどうなるのかというのは、非常に悩ましいところでありまして、そういうものがあるから逆にわからないということとは言えないわけで、そこらあたりを一緒になってどう乗り越えるかということが、基本的には大事ではないかというふうなニュアンスのことを申し上げたつもりではあったのですが、基本的にはこの前おっしゃった主張の中で、合間の中もおっしゃっておいりましたので、今度水俣市議会の方にも来られるようではございますけれども、そこらあたりがどういうふうに会長の変化になって今後あらわれるのか、非常に注視したいと思っておりますけれども。

○大西一史委員 ありがとうございます。

○中原隆博委員 この水俣病対策特別委員会がこうであるように、一枚岩でこの問題の解決に当たっていかねばならないという思いを、なお一層強くしておるわけです。

そんな中で、与党PT、園田座長を中心にいろんな方が、メンバーとして加わっていただいておりますけれども、今、正副委員長が中心になって、執行部の皆さん方と一緒に与党PTの中に参加していただいていると思

ますけれども、園田先生の思いとほかのプロジェクトチームの委員の先生方、それぞれ結束してこの問題を解決しようというような気持ちの、その感触というのを教えていただきたいと思うんですけれども。

○村田環境生活部長 PTの中での議論は、いわゆる積極的に現状認識をとらえて、救済策を前向きに進めようというのが主流だというふうに私は理解しております。

ただ、問題の中で、チッソの対応をどう求めるかというような意味で、チッソ側の事情も考慮した中で、当然平成7年のときもチッソ支援策がとられたわけですので、チッソに対して今後どうするかということが、非常に重要な要素だからということで、検討チームが別に立ち上がっておりますので、そういう中で、具体的に救済策を最終形として、どう形づくるのかということについて、今、話が進められているものというふうに私は理解しております。

ただ、時間的な推移がございまして、もう既に、来年度予算をまとめるための時間も余りないわけですし、国会の会期の問題や、いろんな問題が交錯する中でいろんな御判断を、PTの方でも国の方でもされると思いますが、基本的方向性としては、救済策の実現に向けた方向で皆さんお考えになっているものというふうに理解をいたしております。

○中原隆博委員 被害者団体を含めて、いろんな方の心情、今、それぞれ各地で意見交換会をされながら巡回なさっている旨、その生の声をやっぱり上京の折には、それぞれの先生方にもお伝えしていただくということを要望しておきます。

○西岡勝成委員長 中原委員、私も与党PTに毎回出席いたしておりますけれども、それぞれ違う意見があっても、一生懸命座長がま

とめられて、今の救済策をつくり上げられた  
と思っております。それぞれ案が提出される  
までにはいろいろな議論もありましたけれど  
も、最終的には皆さん納得の上でこのような  
案が、救済策が出されたものと思っております。

○中原隆博委員 わかりました。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 この前の会長のお話を聞  
きながら、やはり皆さんが思いのように、  
昨今は、食品偽装だ何だかんだといろんな糾  
弾がされているのにもかかわらず、50年以上  
も人の命にかかわる部分での、原因企業とし  
ての責任を、十分自覚されていないなという  
思いはいたしました。

ただ、今回の救済策の次にまたあるのでは  
ないかという心配を持っておられる、そして、  
裁判にもどうやって対応していこうか、これ  
から裁判での救済という道もあるわけですの  
で、そういう意味での大枠というか、フレー  
ムがしっかりと見据えられない中で、いろん  
なことに判断をしていく難しさというものもあ  
るだろうと思うんですけれども、中長期的  
な視点で、今後チツソを巻き込みながら、ど  
ういうように最終的に解決していくかという  
部分に関しては、今後どういうふうに取り組  
んでいかれようと思っておられるのでしょ  
うか。

○村田環境生活部長 非常に難しい御質問な  
んですけれども、いわゆる裁判という手法と、  
それから通常の行政の手法である認定審査の  
手法による解決、それと、平成7年がそうだ  
ったわけですけれども、それを包括するよう  
な形で政治救済、政治決着という形がありま  
す。今回も同じように政治救済という流れの  
中で来たと。

一つ大きなポイントとしては、前回もそう  
だったんですが、チツソの方のお考えの中で  
非常に大きくあるのは、最終の解決だったはず  
であると、ところが、その後の事情、平成  
16年の最高裁判決も含めて、それが最終にな  
っていないかつたということが状況の変化で  
あるわけですし、さらに、平成7年で救済す  
べき方が、全部救われずに残っているという  
状態を、どうとらえるかというのが非常にあ  
ります。

ただ、私個人は、言わせていただくならば、  
裁判が全くゼロになるという形は、これは我  
々がどうこうすることはできないので、そこ  
はやはり被害者の方々の判断ということがあ  
る以上は、全くゼロになってしまうような状  
況、そういう意味での全面というのは、あり  
得ないのではないかなど。しかしながら、一  
日も早くということで政治救済に手を挙げて  
いらっしゃる方が、少なくとも半数以上はい  
らっしゃるわけで、そういう方々にこたえて  
いくというような意味で、いわゆる政治が動  
く、出動する救済は最終であると、解決が、  
また政治によってという形になるのは、今回  
が最終であるということ園田座長もおっし  
ゃっております。

また、そういうふうな形でなければ、今回  
の救済策の意味合いはないのかなというふう  
な気持ちを持っておりまして、今のところ、  
先ほど言いました2つの要素で若干足踏みし  
たような状態になっておりますので、正直言  
って、見通しを今後どうだということを、今、  
私もうまくまだしゃべれません。これは正直  
な印象であります。

ただ、被害者の方々への理解促進なり、チ  
ツソに対しても前向きな取り組みいうこと  
を、あるいはPTに対しても、環境省に対し  
ても精いっぱいぶつかっていく、そういう気  
持ちを我々スタッフ、全部が合わせておりま  
して、そういう中で、非常にありがたいこと  
に、委員長、副委員長を中心に議会と両輪に

なった動きをさせていただいておりますので、そういう意味では、今後も、年末、年明け、3月、そういう流れの中で、ぜひ一緒にやらせていただきたいと思えます。

それから、さっき田中審査課長が触れましたけれども、1月25日には裁判の判決が1つ出ます。これは、どういう形が出るかということは、非常に我々も関心が当然高いわけですが、ぜひ先生方も、1月25日の判決の出方あたりも含めて注視をしていただきたいし、そういった要素が、それからの国会の会期延長なりなんなり等々も含めまして、非常に複雑に影響してくるわけですので、その時々、折々にこういう場で、先生方に御相談しながらやらせていただきたい、というふうな言い方しか今のところできないというのが、正直な印象でございます。

○平野みどり委員 ぜひ頑張っていたきたいと思うんですが、チッソにも、きちんと最後の最後まで救済ができるような形、政治的な決着はこれが最後というふうなお話でしたが、司法に道を求められる方も含めて救済ができるように、原因企業としての自覚をしっかりと促して私たちもいきたいと思えますし、県としても強く言っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○児玉文雄委員 今、平野先生と部長の答弁で、私が言いたいこと、聞きたいことは大体出てきたんですが、恐らく平成7年のあのときも、チッソは、もうこれで終わりという気持ちもあったし、亡くなられた松岡先生あたりも、座長としてそういう気持ちで恐らくあの解決を図られたというふうに思うわけです。

あのときが1万何百という数字の方々が救済され、また申請者がやっぱり1万余おると。これでは、私は、だから、一概にチッソだけ

が、後藤会長発言を一概に批判するわけにはいかないという気もするんですよ。

恐らく企業としては、やっぱり企業の存続というのも考えていかなきゃいかぬ、これが株主にこたえる一つの方法でもあるわけですよ。それを、また裁判の方は裁判でやる、だから、この和解について、これで最後だと、もう国も、このことについては、今後一切、仲介役というか、プロジェクトのチームをつくって、もうそういうことはやらないと、これが最後だと、そこらあたりがはっきりしてくれば、私は、チッソも、当然原因者ということは百も承知ですから、それは今まで何十億というお金をあそこも出しているわけですから、そこらあたりをはっきりしさえすれば、チッソもこの話に十分乗ってくるのではないかという考えを持っております。

○村田環境生活部長 後藤会長のお気持ちの中では、平成7年の踏み込んだ決断というのは、やはり後藤会長のお気持ちの中でも大きかったと思います。それが、実は国会の議論の中でもそうです。やはり国として、あの政治決断をされるときのお気持ちは、また今度というふうな、そんな軽々しいものではなかったはずだと思います。そういう思いの中で、今回、約10年以上たちまして、また同じような事態になったことに対するギャップと申しますか、そういうものが非常に大きくあるのは間違いないと思います。

ただ、そういう問題の中で、今の現状をどうとらえるのか、それをどう解決していこうかという形になれば、そこはいろいろ今後の話し合いの中でやはり前向きな姿勢でないと、これはもうがちんこになるしかありませんので、そこらあたりの期待感を込めながら、チッソとも折衝をしていきたいというふうに思っております。

後藤会長が言われることが、御発言の節々の中にそういう思いを込めながら、非常に慎

重にお答えになっているのも我々理解しておりますし、全くゼロか100かという答え方はされておられません。だから、今、児玉委員おっしゃったような趣旨も、我々体しながら当たっていきたいというふうに思っております。

○倉重剛委員 だからこそ、チッソが、一体今後どんな方策を持って考えているかということは、やっぱり今からの交渉の中で引き出していけないかぬと思うわけですね。一方的にペナルティーを課したってどうしようもないわけだから、そこら辺の努力が非常に難しさがあるでしょうけれども、頑張してほしいということですよ。冒頭申し上げたのは、私はそういう意味で申し上げた。

○氷室雄一郎委員 いろんな御意見は出ましたけれども、後藤会長が、まずこの議会棟に入られる前に、患者団体等の皆さんから、まさしく罵声と怒号が飛び交う中、この委員会の場に入ってまいられました。

私は、その場で、こういうさまざまな御批判について、会長がどう受けとめておられるかということをお尋ねしたのですが、それに対して、何か小さな声で、もごもごと言われただけで、ちょっと聞き取りもできませんでして、非常にさまざまな企業としての考え方はあったとは思いますが、そういう御批判に対する企業のトップとしての受けとめ方なり、そういうものはきちっとやっぱり表現してほしかったなという、非常に残念な思いでございます。

これから、今、倉重先生がおっしゃったように、わからないということであれば、いろんな折衝の中で、県としては、さまざまな情報をしっかり提供をしながら、チッソとしての企業責任は、やっぱりしっかり求めていくべきではなかろうかと。後で決議等があるということでございますけれども、その辺はし

っかり厳しく決議等も出していただければと思います。

もう一点は、チッソのこういうコメント等が出た流れの中で、もちろん国会も非常に厳しい、不透明な流れでございますけれども、与党PTとして、このチッソのコメント等が出た背景の中で、若干今までの対応といえますか、スピードに変化があるのではないかと思っていますし、若干おくれるのではないかとこの辺の県の与党PTとの接触の中ではどういう、先ほどちょっと部長の方からお話ございましたけれども、今まである程度流れが進んできた、この流れが緩やかになるのではないかとこの辺について、わかる範囲で情報の提供をお願いしたいと思います。

○村田環境生活部長 今回のチッソの動き、それから、片や被害者の方々の裁判に対する固めといいますか、あるいは賛同していらっしゃる方々の中でも、まだ出水の会のように別な要求をされている方々もいらっしゃるということで、園田座長も、そこらあたりは非常に苦慮をされながら進めておられます。

一つの流れとして、今後、さきに概算要求で要求されたものが、どういう形で来年度予算の中で国としてお考えになっていくのか、今後の年内での見計りをやらなければいけないというふうに思っております。

それと、既に報道等で、PTの動きそのものが今後どうなるのかということが、園田座長の会見という形で出てきておりますけれども、私どもも、年内に園田座長あるいは環境省と接触し情報収集してみないと、そこらあたりちょっとわからない部分がございます。情報収集にまずは努めると。年内までの動き、それから、年が明けてからの3月までの動きとか、そういったものをまた逐次、日に日に判断をしていかなければならないというふう

に思っておりますので、現時点ではちょっとあいまいなお答えしかできませんけれども、一日一日が非常に大事な時間に入っておりますので、そういったことを気をつけながら動いていきたいというふうに思っております。

○鎌田聡委員 先ほど部長の方から、この救済策を進めていくには2つの大きな要素ということで、やっぱりチッソの理解なり、もう1つが被害者の理解促進ということでありましたけれども、要はチッソがああいう態度を示された、非常に原因企業としては腹立たしい思いを持つのは、それはもう同じ思いでありますけれども、やはりそのことで全面救済につながらないというようなことと、与党PTの救済案はいけないけれども、やっぱり被害者救済はやっていきたいという思いは述べられたと思うんですが、そのことと、もう一つの大きな要素である被害者の理解促進が半分ぐらいですよ、与党PTの救済案。これで本当に、じゃあこのままそこを推し進めていいのかという議論を、もう一回私はやるべきじゃないかなというふうに思うんです。

というのは、最終解決という話がありましたけれども、やっぱり全面救済というのが、私たちがやらなければならないことだというふうに思いますので、そのことによって、今の案をもう少し被害者が要望されている案に近づけていく、チッソは財政負担の部分がありますけれども、そういった理解がもう少し広がっていくように、努力をしていく取り組みも必要だというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○村田環境生活部長 今回、相談会なり説明をやらせていただいている、実際反応をお伺いしていると、いわゆる救済策に対しての中身に対しては、非常に理解を示される方が多くいらっしゃいます。これは全部とは言いませんけれども、そういう意味では、救済策

に対して、例えば医療の無料化も含めて、一日も早い救済策の実現をというふうに声を上げている方がいらっしゃるのには確かでございます。

ただ、その内容が、たくさんの方々に理解される中で話が広がって、一人でも多くということにならなければならないわけで、そこが評価のポイントかなというふうに思っておりますので、そういう意味では、今後のPTの方で、今、団体の代表とも会っていらっしゃいますし、そういう中身の充実の度合いに応じてそれを着実に伝えていく、被害者の皆さん方に伝えていく、その伝えていく中で、全く受け入れがたいというふうな状況になるのかどうか。今のところ、まだ形がほんわかとした状態なものですから、皆さん方は次の行動に出かねていらっしゃる。それが今あらわれているんだろうと思います。

ですから、そういう意味の、少なくとも何か今のままでいいのかということ、今のやり方をこの時点でハンドルを切るという形は、私は今のところはそうすべきではないんじゃないかなと思います。逆に、最大限の努力を今傾注されている園田座長を、PTなり、環境省なり、あるいは我々の努力の中でどこまでやれるか。その努力を今、精いっぱいやるというのが、私個人の今の気持ちでもありますし、そういう中で、今の時点でハンドルを切る話をすれば、逆に混乱をしてしまうというふうな気持ちを、非常に強く持っています。

○鎌田聡委員 ハンドルを切るということじゃなくて、やはり今の内容よりももう少し、できるだけ訴訟をしている人たちが、もう少しこちに寄ってきていただくような中身上げていくことも、大事じゃないかなというふうに思うんですよね。それじゃないと、やっぱりこの前会長が発言されたように、同じことをまた繰り返してしまうという心配、こ

れはもう当然だというふうに思いますけれども、その辺はもう考えていく余地はないんですか。

○村田環境生活部長 最終的な形としては、私どもがというよりは、園田座長の交渉の中なりで、これまでも大分形が変わってきました。一番最初に言った中からいくと、相当変わってきています。そういう中では、今、裁判をされている方が一人でもというような意味で、園田座長のまさに政治的な御判断の中で、いろんな動きが出てくることもあり得ると思いますけれども、そこは私たちとしては、今、現場でのいろんな声を国なり座長なりにお届けすることが、最大の我々の役目かなというふうに思っておりますので、きょうの委員会での御議論あたりも当然お伝えをしたいと思いますが、そういう役割の中で対PTに臨んでいきたいというふうに思っております。

○鎌田聡委員 最初から上がってきたと言われますけれども、私たちこの特別委員会の要求は、最初はまだ上にあったんですよ。95年と同様ということやってきていますので、その折り返しというか、そこをどうつけていくかで、今回の与党PTの救済案でいいのかどうかということは、もう一回やっぱり考えていかなければならないというふうに思いましたので、私はそういった意見を申し上げさせていただきました。

○西岡勝成委員長 ほかにはございませんか。——ないようでしたら、今までの御意見をちょっとまとめて私なりに考えたんですけども、前回の委員会でチッソ株式会社の後藤会長から、平成7年当時何らかの事情で手を挙げられなかった方があることや、解決しないといけないという気持ちはあるとの認識を示されたものの、与党PTの救済策は受け入れ

かねる旨の表明がなされ、私としては、先ほど申しましたように、非常に残念な気持ちでございますし、皆様方も同様のお気持ちであろうかと思えます。

そこで、多くの被害者が早期救済を求めている現状を受けて、委員会として、チッソ株式会社に対し、早期解決に向けた主体的な取り組みを求めることを、県議会の意思として強く求める必要があると思えます。

つきましては、私といたしましては、決議を行いたいと考えておりますが、意思表示を県議会の決議という形で行うかどうか、行うとした場合、どのような案文にするか皆さん方にお諮りをいたしたいと思えますが、まず、決議を出すということに御賛同いただけますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 じゃあ、そのようにいたしたいと思えますが、文案につきまして、たたき台が必要だと考えましたので、決議文案を準備いたしております。これから配付をいたします。

(決議(案)配付)

○西岡勝成委員長 それでは、担当書記に朗読させます。

○内田政務調査課課長補佐

新たな水俣病被害者の救済策の早期実現に向けた決議(案)

水俣病問題の解決は、長年にわたる熊本県政の最重要課題であり、本県議会は、これまで最大限の努力を払ってきた。特に、チッソ株式会社に対しては、被害者補償完遂のために、県債発行という異例の形による支援を行ってきた。

この間、平成7年には、多くの関係者の尽力と苦渋の決断による政治解決により、1万人以上の方々が救済され、地域の平穏がもたらされた。

しかしながら、今なお被害に苦しむ方々

がおられる現実があり、平成16年10月の関西訴訟最高裁判決を契機として、多くの方々が早期救済を求める声を上げるに至っている。

これに対して、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームは、早期救済を求められる被害者の声にこたえるため、去る10月26日に新たな救済策の基本的な考え方を示された。

今後、この大きな問題の解決には、乗り越えるべき多くの困難な課題があるが、関係者が連携して、早期救済の実現に向けてひたむきに努力することが必要である。

しかるに今般、チッソ株式会社が、本県議会水俣病対策特別委員会において、「平成7年の救済に漏れた方があることは事実だと思う」、「解決しないといけないという気持ちはある」との認識は示されたものの、与党の救済策を受け入れかねる旨を表明されたことは、大変遺憾である。

多くの被害者が早期救済を求めている現状に対して、「具体的にどうすればよいかわからない」という姿勢ではなく、早期解決に向けた原因企業としての主体的な姿勢を示すべきである。

公害の原点と言われながら、今なお解決されていない水俣病問題の早期解決は、すべての被害者のみならず、地域住民の願いであり、本県議会は、引き続きこの問題の解決のために、全力を尽くす覚悟である。

チッソ株式会社においても、原因企業としての責任を重く受けとめ、現状を直視し、患者補償と企業経営を両立し得る方策を模索し、水俣病問題の早期解決の実現に向けて、我々と連携した主体的な取り組みを強く求める。

以上、決議する。

平成 年 月 日

熊本県議会

○西岡勝成委員長 今、朗読いたしましたけれども、この文案につきまして何か御意見がございましたら。

○大西一史委員 私も今読ませていただいて、ちょっと自分なりに今ずっと読みながら、もう少しトーンを強く出しても私はいいのかなというふうに思いました。特に、大変遺憾であるというところ、真ん中から下の方ですか、「与党の救済策を受け入れかねる旨を表明されたことは、大変遺憾である。」というところですが、遺憾だけではなくて、やっぱり原因企業としての自覚であるとか、誠実さというのが、この前の後藤会長のお話の中では私は余り感じられなかったもので、その辺に対して、私は大変憤りを覚えておりますので、そういったことも、この後あたりに追加していただければいいかなというふうに思います。

それと「具体的にどうすればよいかわからない」という姿勢ではなくは、「あいまいな姿勢ではなく」に、「早期解決に向けた原因企業としての主体的な姿勢」というよりは、やっぱり「積極的かつ具体的な姿勢」、より具体的に、積極的にという形で、強めていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、最後の下から3行目「患者補償と企業経営を両立し得る方策を模索し」とありますけれども、患者補償と企業経営を両立し得る方策は、今まで当たり前のように模索してこられたわけだから、それよりもやっぱり今、私たちが求めなければならないのは、当然それは会社として、企業経営は成り立たせるというのは当たり前のことでありますが、チッソ株式会社という原因企業、公害を引き起こした原因企業ということから考えますと、「患者補償と被害者の救済を最優先に考えた経営に努める」とか、「経営努力をする」とか、そういった文言にさせていただいた

方がいいのかというふうに思います。

「我々と連携した主体的な取り組み」、まあ、主体的でも具体的でもいいですが、そういった形で少し文言を修正していただければいいなというのが、私が今ざっとこの案文を見せていただいて、聞いたところでの感想です。反映をしていただければありがたいと思います。

○西岡勝成委員長 今、3点要望がございましたけれども、ほかに何か。

○岩中伸司委員 私も、3日の後藤会長のお話では、ちょっと頭にきたことがいっぱいあるんですけども、そのときも企業の論理がかなり優先されているなど。これは水俣病保健課でまとめられた3日のやつも、利益を上げていかないことには、責任が果たせないとか書いてあるんですけども、きょう、今の決議の中で、私も少し補強していただきたいのが、一言だけでも、今、大西委員から言われたところ辺も「企業経営を両立し得る方策を模索し」というのは、ここら辺はもう削除をしながら、それと、さらに私が思ったのは、その上の段に「チツソ株式会社においても、原因企業としての責任を重く受けとめ」、その後には、やっぱり「最大限の努力をすべきである」という、何かそういう我々の主張をやるべきじゃないかと。そして、その後に「現状を直視し」、そして水俣病問題の云々ということでした方が、やっぱりこれはもう少し我々の気持ちを強めた案文にしてもらえればいいなというふうな思いでいます。

○西岡勝成委員長 今、両委員から、もう少し語尾といいますか、我々の気持ちを含めたところで文案を修正したらどうかという御意見があります。私も、委員長としても、最後の2行あたり、両立というのはちょっと弱過ぎるかなという感じもありますので、この文

案につきましては正副委員長にらせていただいて……

○大西一史委員 一任します。

○西岡勝成委員長 また本会議前には、先生方にお配りをいたしたいと思いますので、そういうことで修正を行いたいと思いますけれども、それでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 じゃあ、修正をした上で決議文をつくりたいと思います。

そのほか、何かございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 特にないようですので、今後、状況によりましては臨時にお集まりいただくこともあろうかと思いますが、よろしくお願いをいたしたいと思います。

閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項については、閉会中もなお継続審査する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 それでは、そのように取り計らいたいと思います。

以上をもちまして、本委員会を終了いたします。

午後1時55分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長